

令和元年9月市議会建設水道委員会資料

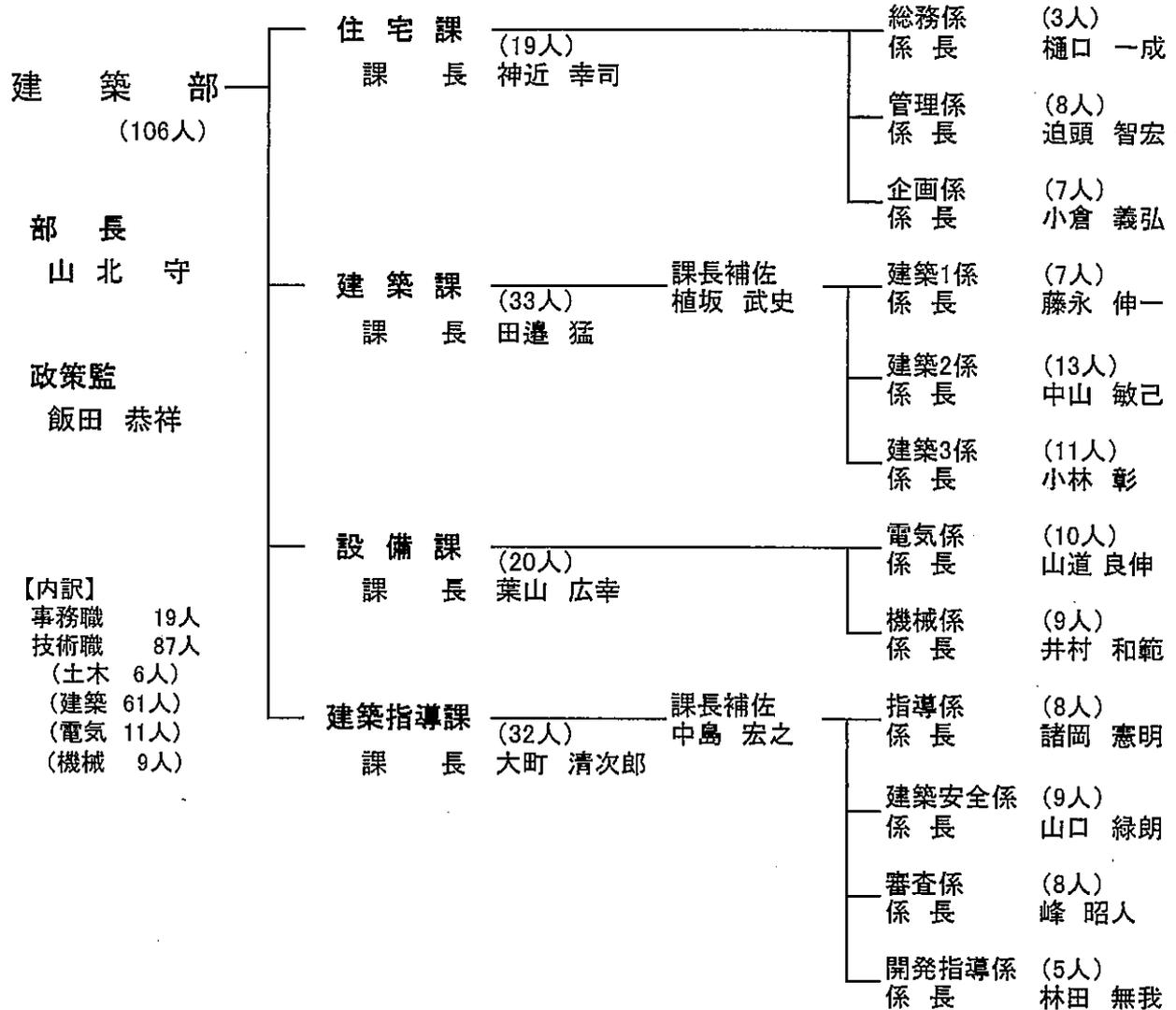
所管事項調査に関する資料

目次	ページ
1 機構表及び職員数	1
2 分掌事務	2~3
3 令和元年度主要事業の執行予定について	4~10

建 築 部
令和元年9月

1 機構表及び職員数

令和元年8月1日現在



【 4課 12係 】

2 分掌事務

課 名	分 掌 事 務
住 宅 課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 部の統括に関する事。 (2) 部の所管に係る国庫支出金等に関する事。 (3) 部の所管に係る予算の経理に関する事。 (4) 住宅施策に関する事。 (5) 市営住宅整備計画の策定に関する事。 (6) 市営住宅の維持管理に関する事。 (7) 住宅地区改良事業に関する事。 (8) 特定優良賃貸住宅及び高齢者向け優良賃貸住宅に係る認定及び検査等に関する事。 (9) 借上公営住宅等に係る認定、検査等に関する事。 (10) サービス付き高齢者向け住宅の登録等に関する事。 (11) 市営住宅（敷地を含む。）の譲渡に関する事。 (12) 住宅審議会に関する事。 (13) 部内事務の連絡調整に関する事。
建 築 課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 所管の建築工事の設計及び施行に関する事。 (2) 建築物及び工作物の技術的評価に関する事。
設 備 課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 建築設備工事の設計及び施行に関する事。 (2) 電気工作物及び電気設備の保安に関する事。 (3) 建築設備の技術的評価に関する事。
建築指導課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づく確認、検査、許可等に関する事。 (2) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく宅地等の開発行為の規制等に関する事。 (3) 宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づく宅地造成等に係る指導、許可等に関する事。 (4) 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）に基づく優良宅地及び優良住宅の認定に関する事。 (5) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）による特定建築物の認定等に関する事。 (6) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）による建築物の認定等に関する事。 (7) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）による建築物の認定等に関する事。 (8) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）による低炭素建築物新築等計画の認定等に関する事。

- | |
|---|
| <p>(9) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）による対象建設工事の分別解体等の届出、勧告、立入検査等に関すること。</p> <p>(10) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）による建築物エネルギー消費性能に係る判定、届出及び認定に関すること。</p> <p>(11) 中高層建築物等の建築紛争の予防に関すること。</p> <p>(12) 長崎県福祉のまちづくり条例（平成9年長崎県条例第9号）による特定生活関連施設に係る指導、立入検査、勧告等に関すること。</p> <p>(13) 建築物の耐震改修の促進に関する法律による民間建築物の耐震化事業に関すること。</p> <p>(14) 特殊建築物、建築設備及び昇降機等に係る定期報告に関すること。</p> <p>(15) 違反建築物の措置に関すること。</p> <p>(16) 空き家等の適正管理に関すること。</p> <p>(17) 指定道路に関すること。</p> <p>(18) 開発登録簿及び建築計画概要書等の閲覧に関すること。</p> <p>(19) 災害危険区域の指定に関すること。</p> <p>(20) 宅地の防災指導に関すること。</p> <p>(21) がけ地近接等危険住宅の移転事業に関すること。</p> <p>(22) 宅地防災工事資金及び災害復興住宅資金に関すること。</p> <p>(23) 建築統計資料に関すること。</p> <p>(24) 建築審査会及び開発審査会に関すること。</p> |
|---|

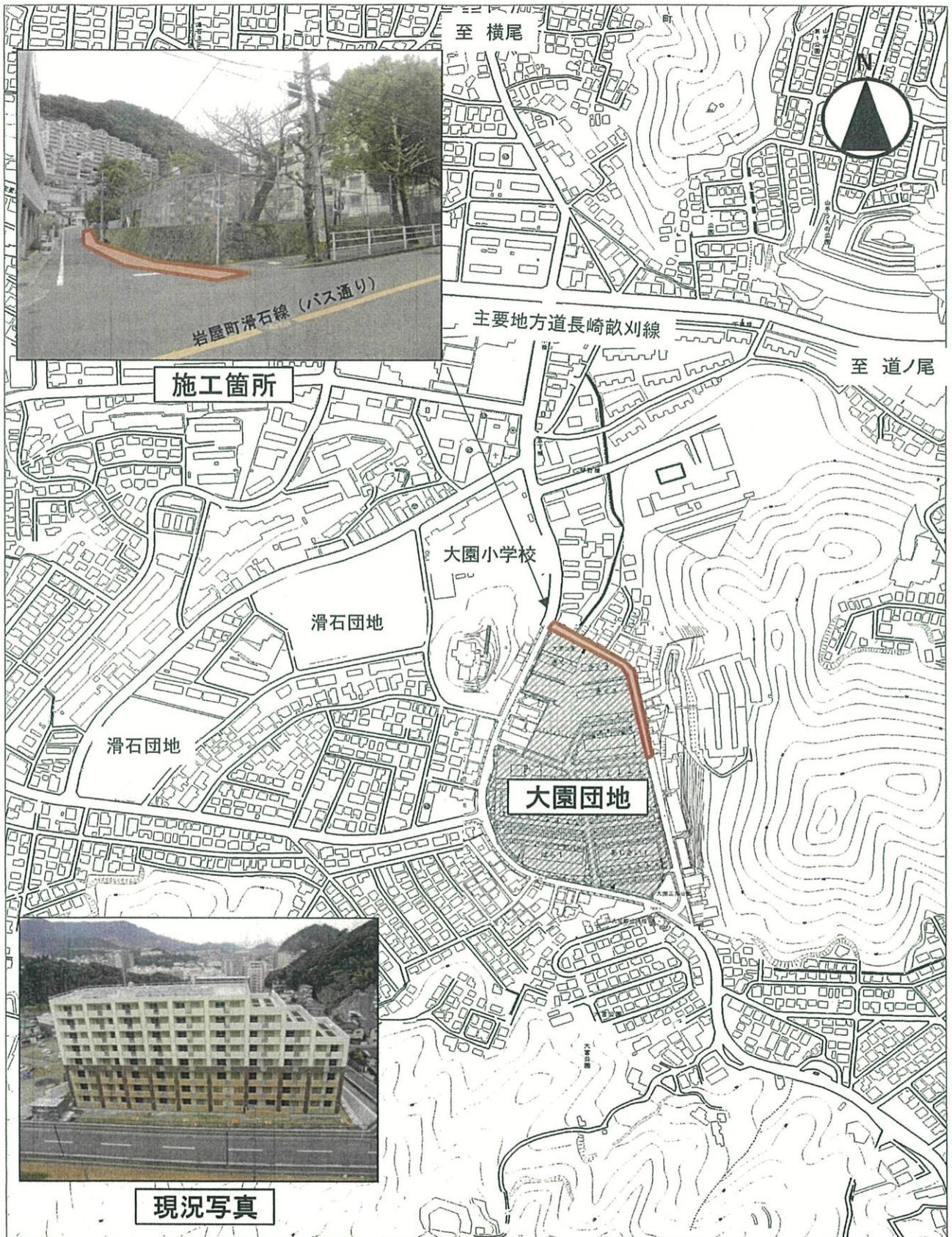
3 令和元年度主要事業の執行予定について

以下の表は現時点における主要事業の執行予定です。今後、追加の補助、工事進捗の事情などに伴い、変更を要することも想定されます。

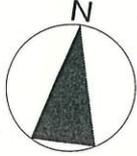
令和元年8月時点(単位:千円)

区分	通番	事業実施箇所等	予算額(A)	執行予定額(B)	差引額(B)-(A)	予算の内容	→ 執行予定内容
市営住宅	1	大園団地	38,000	38,000	0	団地周辺歩道整備工事 市道名:大園町2号線 歩道幅員:2.0m 歩道延長:約200m	→団地周辺歩道整備工事 (11月着工予定)
	2	本河内団地	84,005	84,005	0	解体工事 2棟 A棟(20戸)・B棟(30戸) 駐車場整備工事 駐車場(22台)、駐輪場、 ゴミ置場等	→解体工事 (9月末完了予定) →駐車場整備工事 (10月着工予定)
	3	高島光町団地	294,000	278,619	▲ 15,381	高島光町C棟 エレベーター設置工事 5階建て1棟に3基設置	→高島光町C棟 エレベーター設置工事 (R2.2月末完了予定)

大園団地 位置図



大園団地 計画図



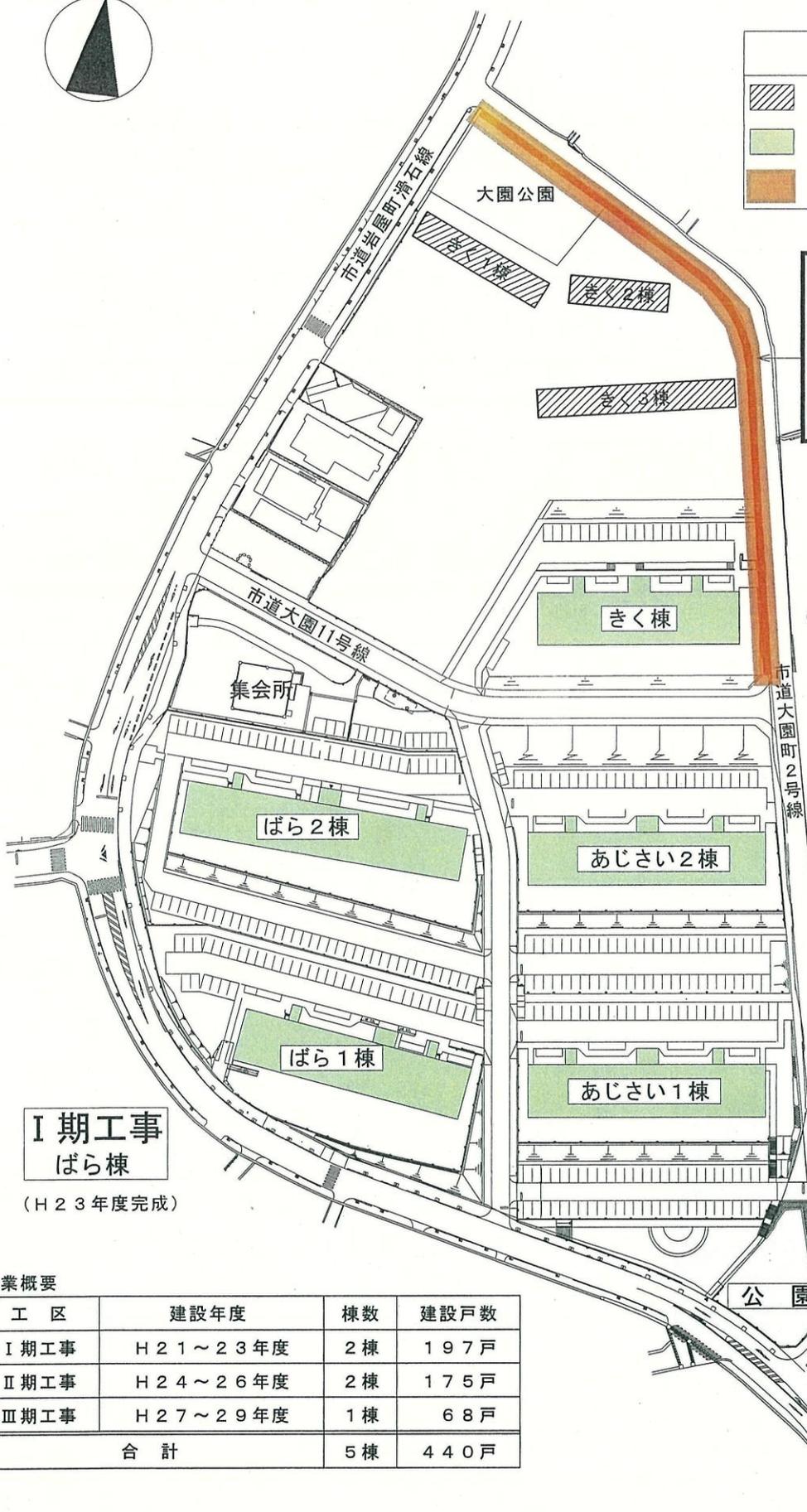
凡例	
	H30年度繰越 解体建物
	建替え済建物
	R元年度 工事予定箇所

**団地周辺
歩道整備工事**
W=2.0m
L=約200m

Ⅲ期工事
きく棟
(H29年度完成)

Ⅱ期工事
あじさい棟
(H26年度完成)

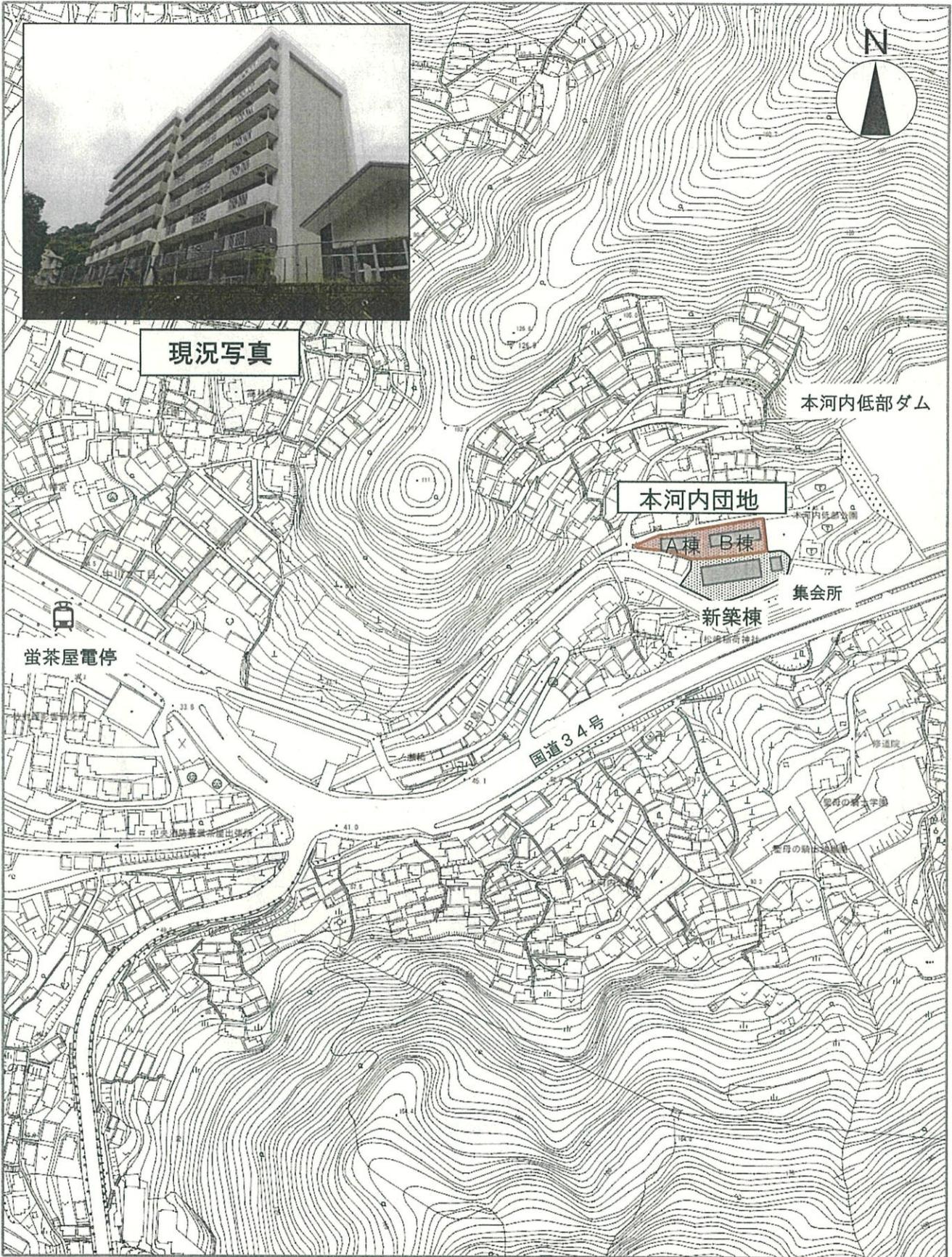
I期工事
ばら棟
(H23年度完成)



事業概要

工区	建設年度	棟数	建設戸数
I期工事	H21～23年度	2棟	197戸
Ⅱ期工事	H24～26年度	2棟	175戸
Ⅲ期工事	H27～29年度	1棟	68戸
合計		5棟	440戸

本河内団地 位置図

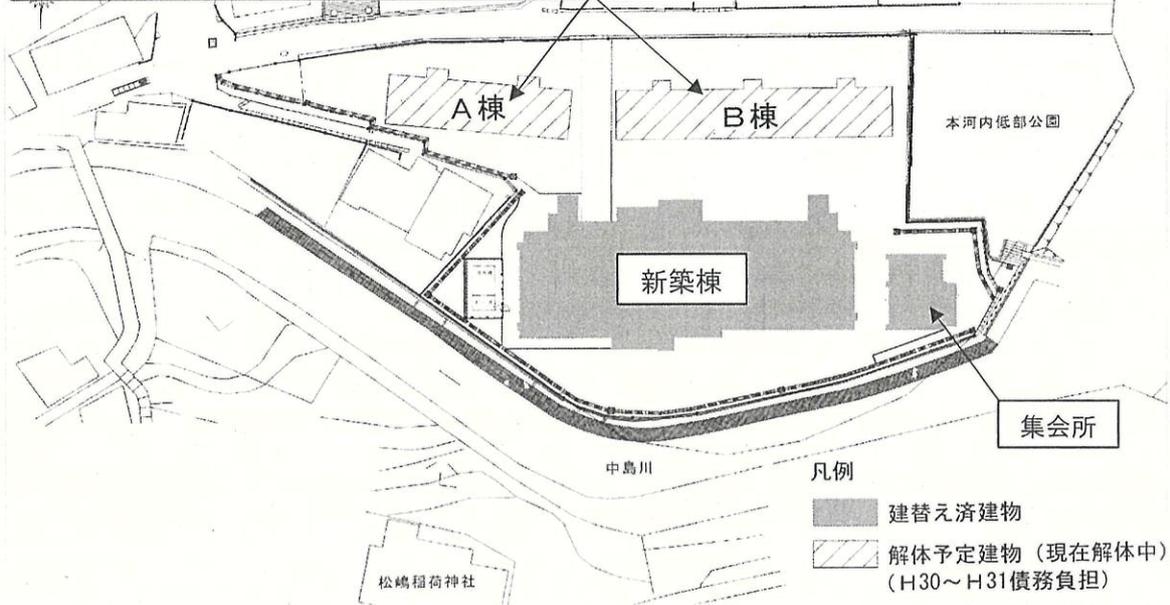


本河内団地 計画図

解体工事 2棟 A棟(20戸)・B棟(30戸)

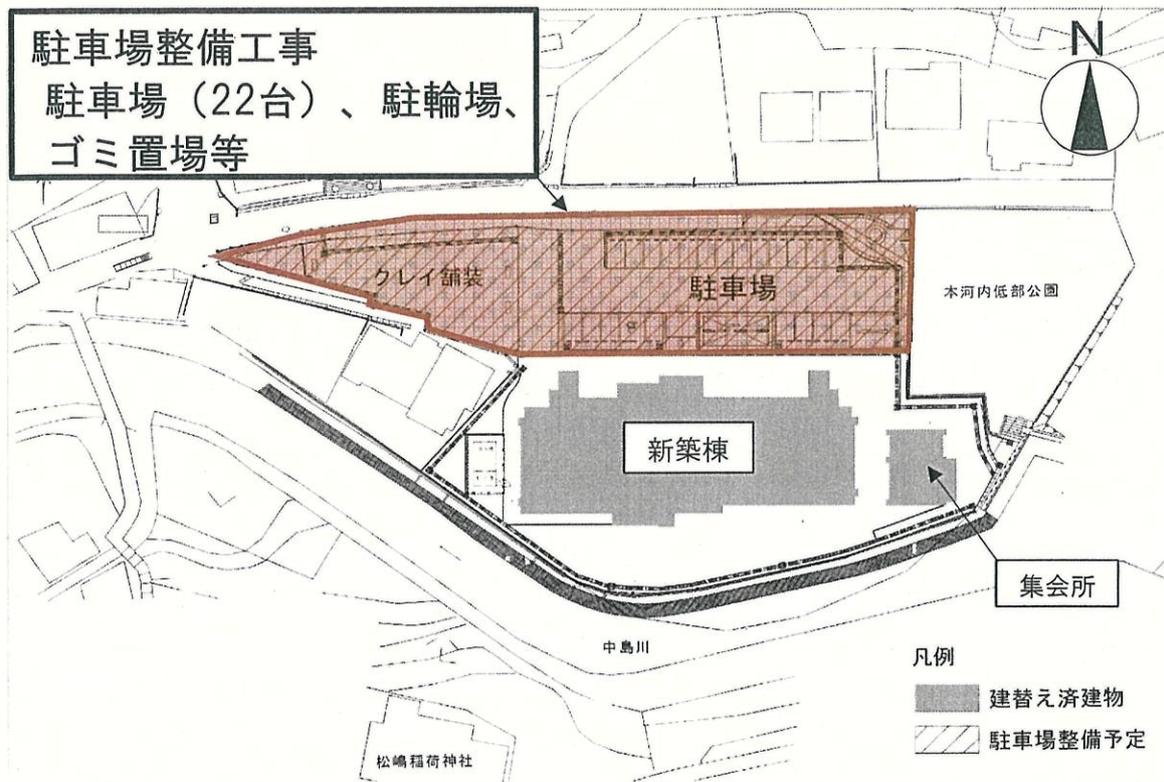
A棟 工期：平成30年11月～平成31年4月

B棟 工期：平成31年3月～令和元年9月（予定）



駐車場整備工事

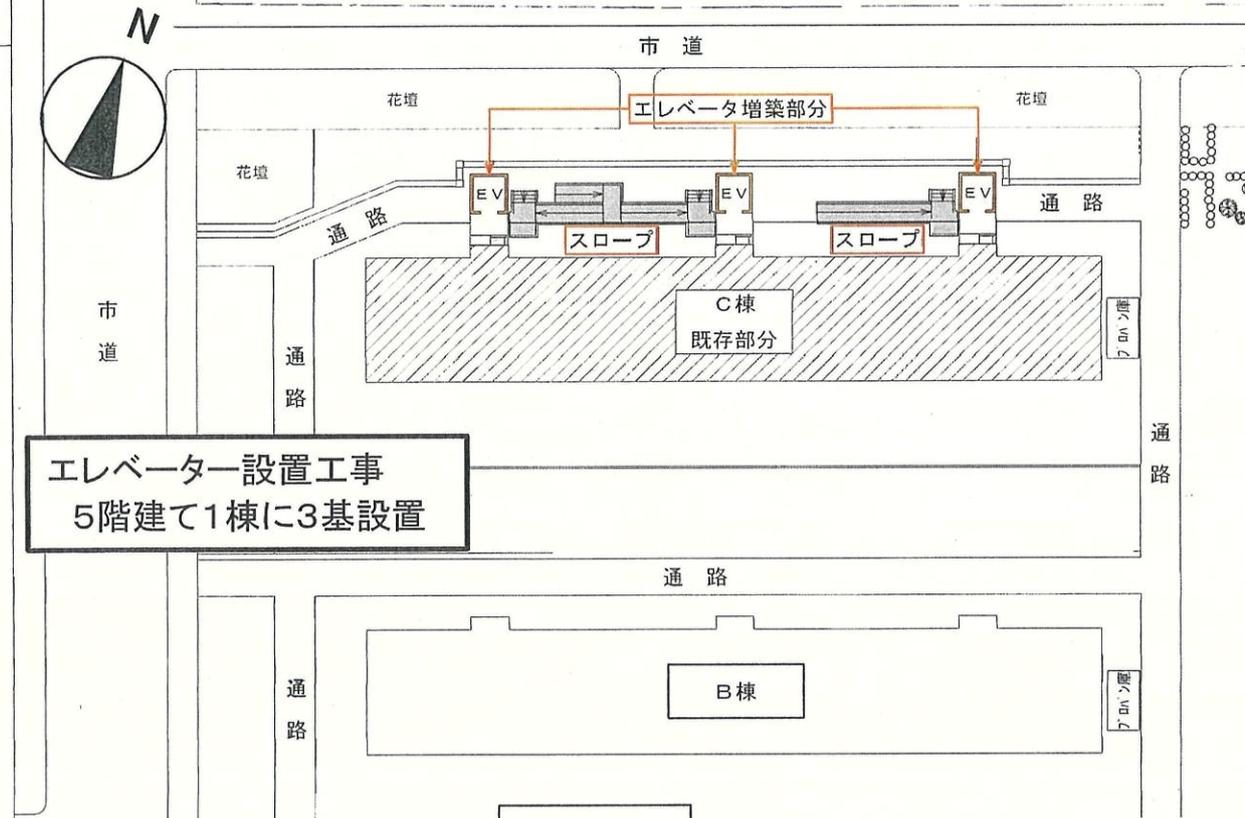
駐車場（22台）、駐輪場、
ゴミ置場等



高島光町団地 位置図

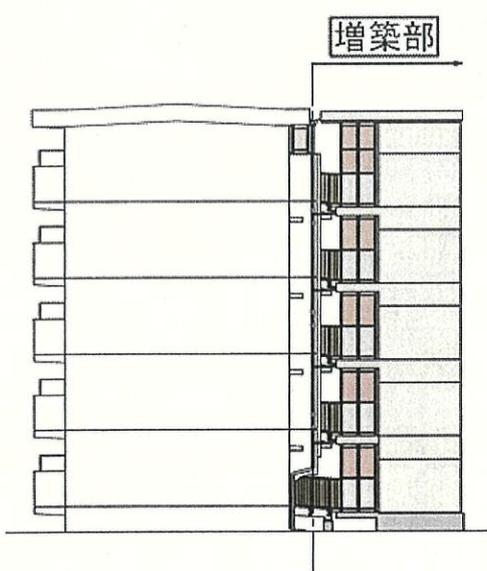


高島光町団地計画図

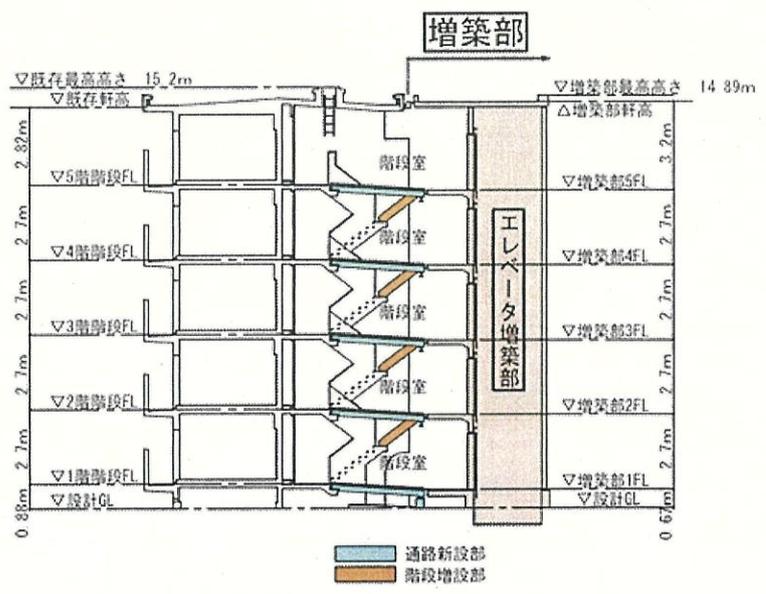


**エレベーター設置工事
5階建て1棟に3基設置**

配置図



立面図



断面図